

紀ノ川左岸における水利と村落

福田アジオ

- 一 水利と村落
- 二 水利施設と水利慣行

- 三 水利秩序の歴史的展開
- 四 近世的村落秩序の完成と水利

論文要旨

中世にあっては隅田庄として広域的な地域を形成していたこの地方は、近世に入ると支配単位としてはごく小さい規模の村となった。近世以降も旧隅田庄の領域の村落が隅田八幡を氏神とし、一つの氏子圏を形成し、祭祀の面では一定の意味を有しながら、支配制度としてはほとんど無意味なものとなった。それは単なる支配単位の問題ではなく、この地方の村落のあり方を示しているものと予想される。本稿は中世から近世への村落展開の特質を水利秩序に関する民俗との関連で把握し検討しようとする。

紀ノ川の左右両岸には上下二段の河岸段丘が発達している。そして、紀ノ川へ流れ込む小河川が比較的等しい距離を置いて何本もあり、その谷が段丘を切っている。左岸の場合、南は山、北は紀ノ川、そして東西は小河川の谷によって区切られた範囲に上下二つの段丘があるのが原則である。橋本市赤塚も、そのような区画された範囲に展開する村落であり、段丘面を水田に開発した、基本的に稲作農村である。

赤塚の水利秩序は一つではなく、大きく二つに分けられる。中溝・下溝と上溝・村池の相違である。中溝・下溝が灌漑する区域は紀ノ川に近い下位段丘であり、上溝および村池と呼ばれる溜池からの水は上位段丘を灌漑してい

る。この明確な灌漑区域の相違は、その耕地の開発の歴史に対応して用水が設けられたものと考えてよいことを示している。各種の材料から判断して、上位段丘が下位の段丘よりも早く開発されたものであることは間違いないであろう。したがって、水利施設も上溝の方が、中溝・下溝よりも古いと考えよう。このことに深く関連するのが、それぞれの水利組織の運営方式である。上溝・村池は固定的なバンドウ制によって維持管理され、中溝・下溝は一年交替の順番制で運営されている。

上位段丘を灌漑する水利組織も近世的な村落秩序に規定されている。一七世紀後半に水利と祭祀の二つにおいて、中世以来の百姓の特権化を伴いつつ近世的な秩序は確定した。それに対して、下位段丘の新しい水田を灌漑する水利組織では、家々の交替制で行っている。この中溝・下溝の運営方式こそが赤塚の近世的な村落秩序の完成を示すものであろう。

小河川によって区画された小規模な範囲が、近世成立期に支配単位としての村として認定されたのは、広域的な中世的な水利秩序が解体し、内部に完結する百姓の管理する水利体系が形成されたことが基礎にあったと言えよう。赤塚はその一つの事例である。

一 水利と村落

(一) 課題

中世にあっては隅田庄として広域的な地域を形成していたこの地方は、近世に入ると支配単位としてはごく小さい規模の村となった。旧隅田庄の領域のうち、紀ノ川右岸ではいくつかの村が比較的規模を大きく認定されたが、左岸ではいずれもごく小さい村として把握された。石高も戸数もわずかであり、近畿地方でごく一般的な、戸数が多く、石高も大きいという村に比較すると余りにも小さい村が並んでいる。近世以降も旧隅田庄の領域のムラが隅田八幡を氏神とし、一つの氏子圏を形成し、毎年連合して祭祀を行なってきたことに示されるように、かつての庄域が神社祭祀の面では一定の意味を有しながら、支配制度としてはほとんど無意味なものとなり、小規模な村が「村切」によって設定されたのはいかなる理由からであろうか。

この問題を検討するためには生活と生産の組織としての村落のあり方を把握しなければならぬ。「村切」は、検地役人が接した現実の村落のあり方を無視して行なわれたのではなかった。紀ノ川左岸地域における生活と生産の有様が、検地帳の作成に当って、個別の小規模な集落を基礎とした社会を村として認定させることとなり、「村切」が行なわれたと予想すべきであろう。

紀ノ川の左右両岸には河岸段丘が発達している。特に左岸は紀ノ川と山地の間は狭いが、そこには大きく把握すれば上下二つの段丘面が見られ、それぞれ水田として開発され、また屋敷が配置されて、人々の居住空間となっている。現在では下の段丘面に県道が走り、それにそって各種の公共機関や商店等があるので、下の段丘面が中心的位置を占めている。しかし、歴史的には必ずしも下の段丘面が中心ではなく、むしろ上の段丘面が生活の拠点であったと考えられる。堂座講が行なわれる仏堂はいずれのムラでも上位段丘面にあり、また土居に代表されるような中世文書を伝える家も例外なく上位段丘面に屋敷を構えている。人々の認識している地形区分によれば、上位段丘面がウエノダン、下位段丘面がシタノダンと呼ばれ、そしてウエノダンの南側の山をヤマテと言う。

この紀ノ川の左岸には紀ノ川へ流れ込む小河川が比較的等しい距離を置いて何本もあり、その谷が段丘を切っている。小河川で東西を区画された段丘が紀ノ川に沿って横に並んでいると言える。土地の人の表現を借りれば「この辺りは皆タニサイメン（谷境）になっている」ということである。南は山、北は紀ノ川、そして東西は小河川の谷によって区切られた範囲には、上下二つの段丘があるのが原則である。本稿で検討の対象とする赤塚も、そのような区画された範囲に展開する村落である。赤塚は南を山、北を紀ノ川、そして東を去年川、西を榑谷川で区域を限られ、そのなかに上下二つの段丘面を含み、この地域の典型的な様相を呈している。二つの段丘面をあわせてもその規模は大きくなく、耕地面積も戸数も小さい。慶長検地の結果を記載したとする「慶長六年伊都郡

東組御検地帳尻帳(写)⁽¹⁾によれば、赤塚村の地積・石高は、田畑合二四町三反七畝、村高三五一石七升八合であった。そして、家数は三〇軒で、庄屋一軒、二軒寺、二軒とうじ、二二軒役人、三軒うばとなっている。

また、「慶安四年十月伊都郡上組在々田畠小物成改帳控」は米高二七三石六斗二升五合、屋敷高一三石七斗二升五合、小物成高三石二合、大豆高六〇石七斗二升六合とし、家数は二九軒で、庄屋四、本役九、隠居五、下人五、肝煎二、乞食三、そして寺一としている。この程度の赤塚村が紀ノ川左岸地域の村々のなかでは標準的な規模である。「紀伊統風土記」の記載によれば、赤塚村は、田畑高三五石七斗六升三合、家数三〇軒で、赤塚村の東隣の恋野村は村高四八三石三斗三升、家数一〇五軒で、赤塚村の西隣の中道村は田畑高三〇〇石、家数四二軒、さらにその西隣の上上田村は田畑高四〇七石二斗四升一合、家数四一軒である。その規模がいかに小さいか、近畿地方の水田稲作を基本的生業としている他の地方の支配単位としての村の規模と比較すると明瞭になる。

このような支配単位としての村の規模が小さいのは、東西南北の境界が明確になっているという自然条件を無視することはできないが、単に自然条件の問題ではない。他の地方では、自然条件を超えて大きな規模で村が認定されていることもごく普通の姿である。自然条件に規定されつつ、その地域に展開している社会関係が「村切」の前提として存在したと考えなければならぬ。その小規模に区画された段丘単位の社会関係が近世的秩序として形成されつつあったことを前提に、支配単位の村は認定され、近世を通して、さらには今日にいたるまで基本的な生活・

生産の単位となってきたものと考えねばならないであろう。その基底にあるのが、水利秩序であったと予想したい。

(二) 方法

支配制度としての村の姿は近世に作成された文書という文字資料によってある程度は窺うことができよう。検地帳に記載された数字や人名によって、近世の地域の生産条件を少しは把握することができる。また各種の証文から、人々の動きや事件・事故等も知ることができる。しかし、言い古された指摘であるが、日常的な生産と生活を文字資料から把握することは困難である。現に分析対象とした赤塚村の具体的な水利慣行や水利組織は文字資料ではほとんど明らかにできないことは以下で述べるとおりでである。

そこで集合的記憶としての民俗が重要な価値をおびてくることになる。民俗事象は過去の特定の条件のもとに形成されて後、世代を超えて伝えられ、現実の人々によって行われたり、知識として保有されたりしているものである。民俗事象は直接的には過去の絶対時間を示してはいない。時間として把握できるのは、現在民俗事象を行為や知識として保持している人々の経験の範囲内である。その経験の範囲内で位置づけ、解釈するのであれば、それは現代史の方法である。民俗事象を有意義なものとして歴史的世界を認識するということは、世代を超えた、言い換えれば経験を越えた時間のなかで位置づけ、解釈し、歴史を認識する点にある。民俗学という一つの学問が形成されてきたのは、民俗事象を記述するた

めではなく、民俗事象によって世代を超えた歴史を認識するためであった。日本において民俗学を切り開いた柳田国男の使命感はそこにあった。

現在の民俗学の状態はその点を曖昧にして、民俗事象を記述し、現実の事象の動態分析にのみ注意が向いている。その動態分析は決して無意味ではなく、まさに歴史形成過程を明らかにする方法でもある。しかし、それは経験としての民俗であり、時間の幅は短く、浅い。民俗学が求めてきたのは世代を超えたはるかな時間のなかで民俗を理解し、歴史を認識することであった。

今回の研究において果たそうとするのは、そのような長期波動としての歴史を集合的記憶としての民俗事象によって明らかにすることである。その場合に、歴史研究が大きな基準としてきた絶対的な時間としての時代や時期区分とどのように民俗事象による歴史認識を対応させ整合させるかが大きな問題である。ここでは、それを比較的多く残されている文字資料の中にある断片的な民俗と結びつけることや、民俗を形成し伝えてきた条件を文字資料のなかに発見することで、現在の人々の行為と知識に見られる民俗事象に絶対的な時間を与え、時代区分や時期区分と関連づけ、歴史の総合的な把握に資するようにすることを試みる。これはあくまでも民俗学の一つの方法としての試みであり、民俗学がかならずこのような方法で特定の時代や時期区分に関連付けて民俗事象を解釈すべきであると主張するわけでもない。

(三) 概況

赤塚は耕地面積は多くないが、基本的に水田稲作農村である。水田は上位段丘面であるウエノダンと下位段丘面であるシタノダンに広がっているが、収穫される米はウエノダンの米がシタノダンの米よりも重く、美味しいという。

赤塚は近畿地方の集落として一般的な集村とは言えない。一部家々と連続しているところもあるが、全体としては散在している。特にヤマテとウエノダンの家々は互いに離れており、散村としての景観を示している。それに対してシタノダンは家々の連続性があり、県道に沿って家が並んでいる。したがって、赤塚は一つの家々が密集した集落としては把握できない。赤塚は現在六四戸で構成されている。一九一〇年代生れの人々が青年の頃には戸数は三五戸であった。この数字は先に紹介した近世の赤塚村の戸数に接続すると言えよう。伝承によれば、「赤塚八軒」と言っただという。赤塚は八軒の家から始まったとするもので、昔はその家々はヤマテの方に住んでいたという。八軒の家というのは上田姓三軒、山田姓一軒、森本姓三軒だと言うがはっきりとはしない。人によっては赤塚はかつて堂座講を構成していた一七軒の家から始まったと言う。この根拠は堂座講の文書にそのように書いてあるというものであり、伝承というよりも文書からの知識である。ただし、この一七軒というのは検討の余地がある。

赤塚は現在橋本市のなかの一つの区として把握されており、区長以下

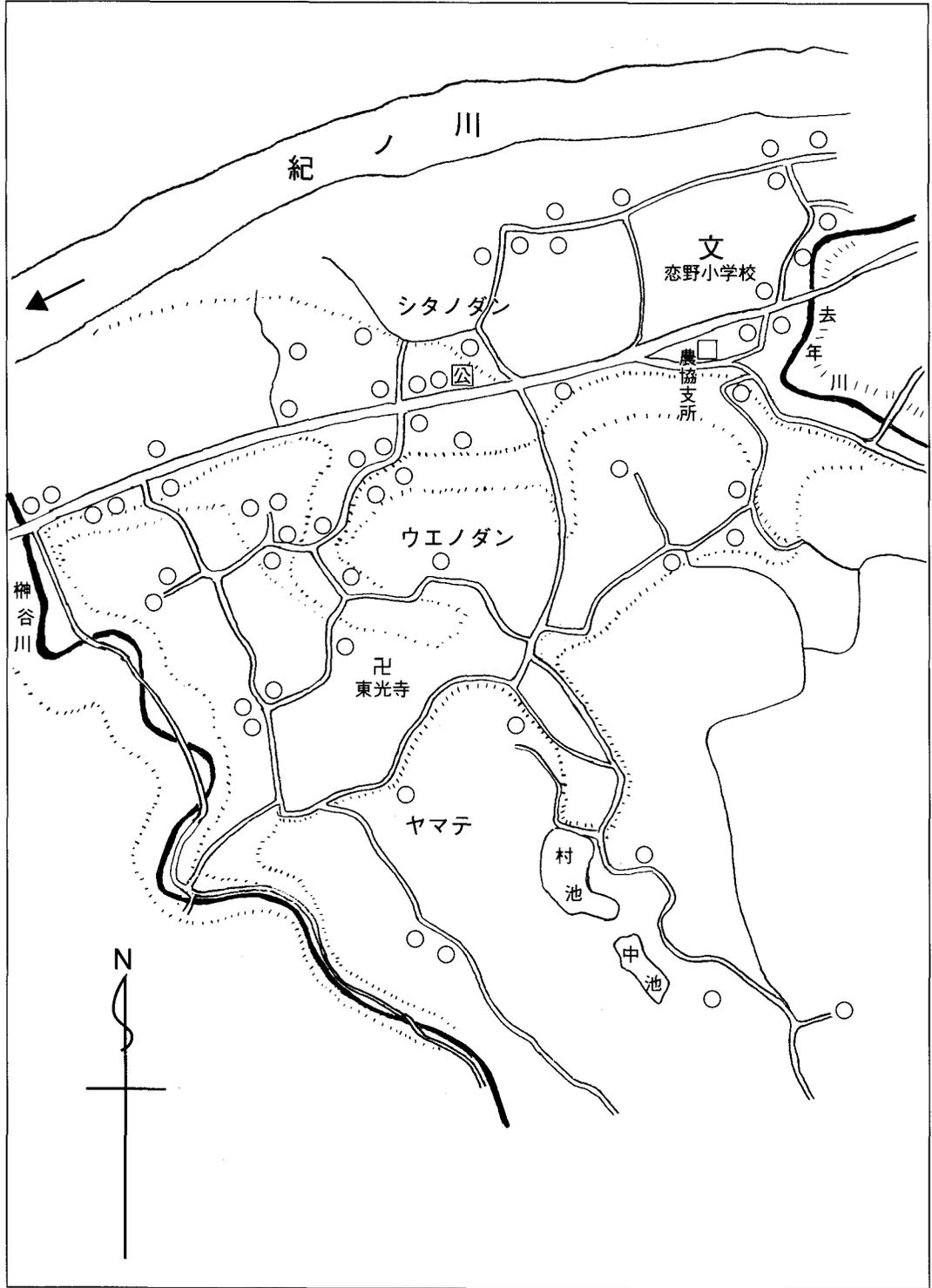


図1 赤塚の世帯配置

の役職者がいる。区長以下の役職者は行政的な伝達・配布等の仕事をす
るだけでなく、赤塚というムラをまとめ、運営するという大きな役割を
担っている。役職者は原則として任期二年である。区長がムラ運営にあ
たって相談するのは評議員である。評議員が四人おり、各班から一人ず
つ選出されている。評議員で検討した事項が区の常会に提出されて決定
される。また行事委員会というのがあり、やはり区長の諮問機関として
の性格をもっている。これはムラの有力者、いわゆるユーシ(有志)七、
八人で構成されている。

内部は四つの班に区分されている。その班の名称は西上、西下、東上、
東下というものであり、赤塚を東西に区分した上で、それを段丘面の上
下で分けている。上はウエノダンにある家々であり、下はシタノダンに
所在する家々である。班の戸数は均等ではなく、近年家数の増加が著し
いシタノダンの東下の戸数が群を抜いて多い。各班にはツキトウバン(月
当番)が一ヵ月交替で家順に回っており、市の広報その他を配布し、納
税組合の集金などをする。

赤塚は隅田八幡の氏子である。隣接する恋野、中道と組んで、交替で
屋台を出す。隅田八幡とは別に自分たちの地域の神を祀る。赤塚の神様
は八王子さんである。八王子さんの管理するのは吉岡敏文氏で、カン
ヌシ(神主)と呼ばれているが、職業的な神職ではない。吉岡氏は代々
世襲的にカンヌシを勤めている。祭日は古くは一〇月一〇日であったが、
その後一二月一〇日となり、近年はそれに最も近い日曜日に行っている。
一二月一〇日の祭日を赤塚ではイノコ(亥子)と呼んでいる。村中が集つ

て般若心経を読経した後、御神酒をいただき、それからナゲモチといっ
て餅を撒く。その祭礼の世話するのはネットウバン(年当番)で、一
年に一軒ずつ家順に担当する。ネットウバンはほぼ一生に一回担当する
ので、かつては回つてくると目出度いとお馳走を作つて祝つたものであ
るといふ。八王子と並んで赤塚で祀る神社に金比羅さんがある。かつて
は別の祭日であったが、今は八王子と同じ日になっている。

赤塚の人々が単にテラ(寺)と言えば、集落内にある東光寺のこと
である。東光寺は無住であり、その規模から判断しても独立した寺院とい
うよりも、村堂というべきものである。久しく無住であり、公民館が県
道に面して建設されるまでは、赤塚の公民館としての機能を持ってきた。
今もその建物の半分は子供会館という表札を掲げて、各種の会合に使用
されている。東光寺は堂座講の行なわれるところである。家々の寺檀関
係の自覚はあまりないが、基本的には恋野の福王寺である。

二 水利施設と水利慣行

(一) 用水堰と溜池

河川灌漑と溜池灌漑

赤塚の水田を灌漑する用水は、先ず大きく二つに分けられる。一つは
河川から取水する用水堰であり、他の一つは谷に設けられた溜池である。
用水堰と溜池はその灌漑する場所を明確に区分しているのではなく、複

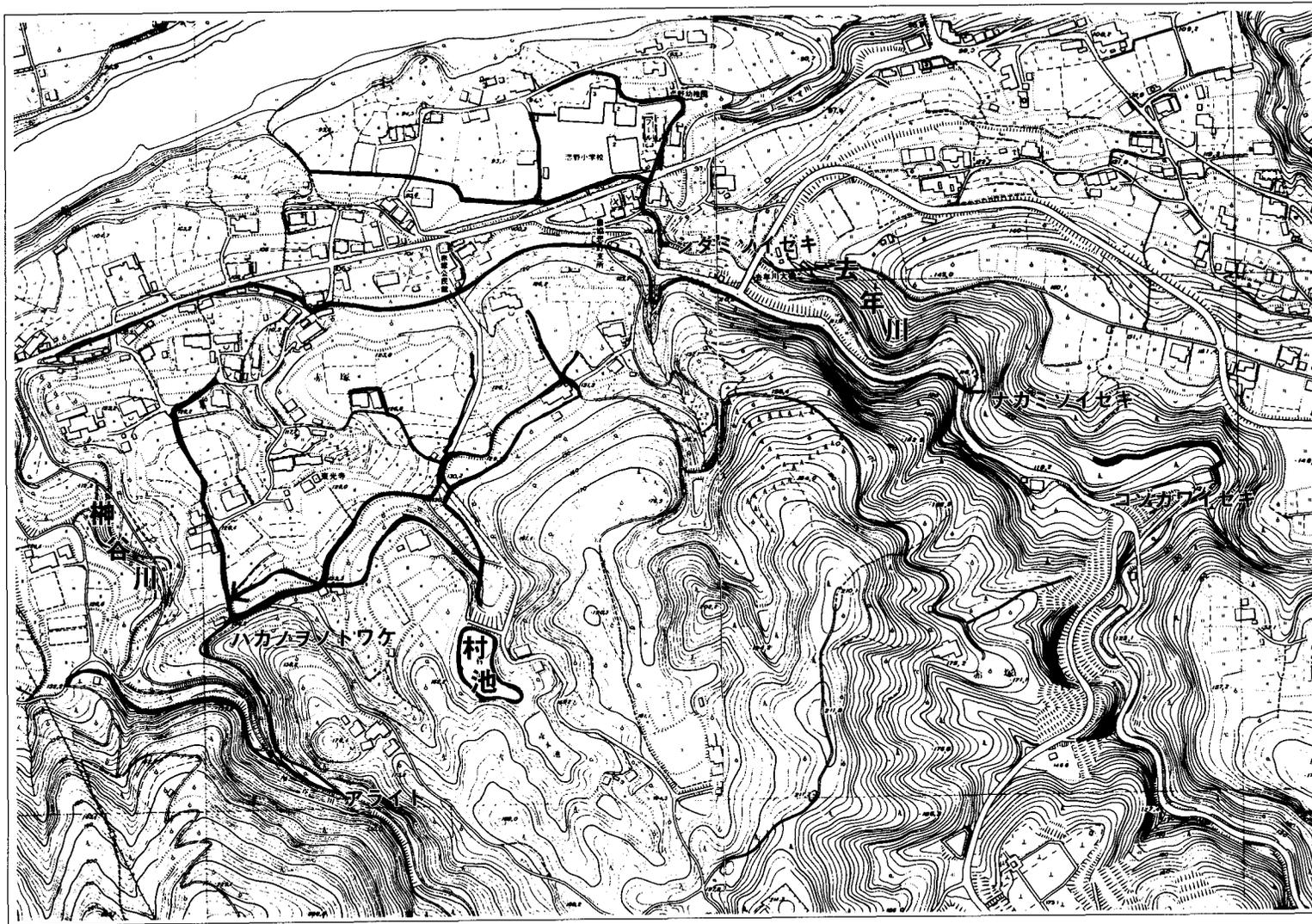


図2 赤塚の水利系統図

合して用水としての機能を果たしている。用水堰は、その水源によってまた二つの種類に分けることができる。一つは赤塚と恋野の境界を細い谷を形成して流れる去年川に堰を設けて取水するもので、赤塚の用水としては二つの堰がある。もう一つは赤塚と中道との境界を流れる水を赤塚と中道とで分けて使用するものである。この用水堰の水源の相違はまた、その用水が灌漑する地域の相違でもあるし、歴史的な背景の相違ということにもなる。

赤塚にはいくつもの溜池があるが、そのうち六つまでが個人管理の池であり、いずれも小規模である。赤塚の用水として重要な役割を果たしているのはムラとして管理しているムライケ(村池)とシンイケ(新池)の二つである。この二つの池の水は連動しており、しかも灌漑する対象地域はウエノダンであるから、榊谷川からの水と合流して、一つの水利体系を形成している。村池と榊谷川の水が一つになることで、ウエノダンの水田の水は確保されてきた。ただし、現在はウエノダンの水は基本的に紀ノ川用水によってまかなわれており、村池には用水の水が入ってくるようになっていた。

以下では、それら各用水の具体的な配置と灌漑する地域とを順次見ておこう(図2赤塚の水利系統図参照)。

去年川のイゼキ

恋野と赤塚の境界となる谷を形成しているのが去年川である。この去年川(コゾガワ)から取水する堰が以下の三つあり、そのうちの二つが赤塚の用水源となっている。いずれも赤塚のシタノダン(下の段)の用

水である。

コゾガワイゼキ(去年川井堰)は、去年川から取水する堰のなかではもつとも上流部に位置する。堰堤から右岸に取り入れられて、恋野の水田の用水となる。

ナカミゾイゼキ(中溝井堰)は、去年川に設置された堰の二番目に当るので第二井堰とも言う。また古くはタクミイゼキ(匠井堰)とも言うたという。現在ではそのように表現することはないが、近世の文書の中には工ミ井堰という名称が出てくる。この堰は流れの中に岩を積み上げてある高い井堰である。毎年その上にさらに土囊を積み上げ並べる。以前は俵であったが、現在はビニール袋に土を詰めている。土砂は堰の上のものを詰める。堰堤から左岸に取水して赤塚の用水となる。この堰の位置は水田がある部分から五百メートル余り上流になり、高さ一一〇メートル程の地点である。そこからほぼ等高線に沿って西へ流れる。取水地点からしばらくの間は去年川の谷の高い地点を地形に沿って流れ、やがて水田や集落が展開する所の背後に出る。一一〇メートルという高さは河岸段丘のシタノダン(下の段)の南端の標高である。この用水堰の設置は、段丘の南端の高さを基準にして、取水地点をそれよりも少し高い場所に求め、そこから谷に沿って流すように設計されたものと判断できる。段丘の南端を流れる用水路の途中からは脇を旧県道が走っている。したがって、印象としては旧県道に沿って西へ流れて、赤塚の西端まで行くということになる。そして、随所で分水して、シタノダンのなかのやや高い部分(標高が一〇〇〜一〇五メートル)の主要な用水とな

る。

シタミゾイゼキ（下溝井堰）は去年川に設けられた堰のうち最下流にある。県道よりも少し上流に位置する。したがって、ナカミゾイゼキよりは一〇メートル近く標高が低い地点で取水している。取水地点から去年川に沿って北へ流れ、恋野小学校と県道の間を西へ流れて、シタノダンのなかの低位段丘面（標高が九五メートル前後）の田の用水となる。

榑谷川の井堰

榑谷川は赤塚と中道の境界となる谷を流れる川である。この川にはアライト（洗戸）と呼ばれる井堰がある。アライトのある地点は標高でほぼ一三五メートルである。小規模な堰堤がコンクリートで設けられ、そこに設けられたブンスイバン（分水板）の幅によって、赤塚と中道の水に分けている。赤塚はそこから人工の用水路を流して赤塚の田へ運んで来る。中道は自然の流れを利用してしばらく下まで流してから、流水全部を中道側に取水する。アライトにおける分水比率はほぼ赤塚四、中道六であるという。この分水の幅は昔から決めたとおりであり、基礎はコンクリートで造っており、その上に木で枠が設けてある。現在の実際の取水板の幅は赤塚が五〇センチメートル、中道が五二センチメートルとなっている。

赤塚側は、アライトで取水した水を谷壁に沿って流し、ウエノダンを見下ろせる地点に出る。そこで、水は二つの流れに分けられる。分ける地点の上に墓地があるためであろう、ここをハカノヲトワケ（墓尾の戸分け）という。一つはそこから真っ直ぐに北へ向かい、何ヶ所かで分

水して、田に流れ込む。もう一つはいわば本流で、等高線に沿って東に流れる。その流路はウエノダンが終わり、山になる地点にある。したがって、ウエノダンの最も南端の標高が高い地点を流れていることになる。

流れは途中で分水しながら、ウエノダンの東端まで行く。このハカノヲトワケで分水するのは、ウエノダンが地形的に大きく東西二つに分かれているためである。ウエノダンの中間部に少し浅い谷が山に向かって入っており、その谷の奥には次に紹介する村池がある。この谷を境に東西に分けられ、用水路も必然的にハカノヲトワケで二つに分けられることになる。

溜池

赤塚には溜池が大小いくつもある。溜池はその所有・管理の形態で二種類に分けられる。一つは赤塚の共同の溜池であり、一つは個人の溜池である。概して後者は小規模であり、谷筋に堤を築いて、その水を下流部のごく限られた水田に入れるもので、用水路も短い。個人池の管理はその池の権利をもっている個人が行なう。個人池は一軒の家単独のものが五つ、三軒で一つを共同使用しているのが一つである。これらの池の権利は、その水がかりの田が売買等で移動するとそれに伴って移るといふ。

それに対して赤塚の共同管理による溜池は当然ながら広域的な灌漑を指すものであり、規模も大きい。その中心的な溜池はムライケ（村池）と呼ばれる。村池の水がなくなった時に、谷の奥に設けられている新池の水を用いる。この村池と新池は連係している。灌漑は先ず村池の水を

使用して行なわれる。村池の水と榑谷の水によって灌漑されるが、村池の水が少なくなってくると、新池の水を村池に流し込む。すなわち、新池の水は直接水田に流れ込むのではなく、いったん村池の水となり、村池から用水として出て行くのである。村池と新池の間は距離があり、その間を溝でつないでいたが、近年パイプを埋設し、それによって水を新池から村池へと移している。

村池の水は、池の少し下の所で二つに分れる。一つはそのまま谷を流れ出て東の地域の水となり、他の一つは谷の斜面を等高線に沿って流れて、西の地域の水になる。いずれもアライトの用水、すなわちタニミズ（谷水）と合流して、両者の水によって水田を灌漑する。このようにして村池・新池と榑谷川のアライトの水が一つになって上の段を灌漑してきた。総称してウエイデと呼ぶ。村池から出た水が、堤のすぐ下で二手に分れるように、上の段の水田は水掛かり区域によって東西の二つに分けられている。水の配分などもこの東西別々に行っている。次に述べるように、水利組織も東西の二区分を基本的な単位としている。

(二) 水利組織と水利慣行

中下溝水利組合

中溝と下溝の井堰の管理をする組織は中下溝水利組合という。関係者は中溝が二〇人あまり、下溝が一〇人あまりである。水利組合長が一人いる。組合長が会計の仕事もしている。任期などはなく、ほぼ固定している。

バンドウ（番頭）と呼ばれるイゼキのネットウバン（年当番）がある。原則として一年交代で都合のよい人が勤める。水路の管理をするのが基本的な任務である。バンドウの判断で、イゼアゲの日取りを決めて、フレ（触れ）を出して招集し、井堰の土嚢を積み上げる。俵（現在は袋）は皆が持ち寄る。そして、水が田まで来なくなつたとき、イゼキへ行つて調べて来る。土嚢を補充して積み上げて、取水できるようにする。また水路の決壊箇所を調べたりする。そして、年に二、三回水路の草刈や土砂さらいをミゾガカリ関係者に通知して出してもらって実施する。

上溝水利組合

ウエノダンを灌漑する洗い戸および村池・新池の水、すなわちウエイデを管理するのは上溝水利組合である。上溝に水の権利を有するものは現在三〇名余りである。その権利はウエノダンの水田を耕作している家にあるが、それだけでなくなつたとえ水田を耕作していなくともウエノダンに居住する家にも権利がある。屋敷に水利権があるのである。これをヤシキミズ（屋敷水）という。屋敷水の意味は、防火用水としてウエイデを用いるからであるという。実際に火災のときには村池の水を抜く。屋敷水のみのも家も従来は義務においても等しく負担してきた。水利権者の大部分はウエノダンに居住し、屋敷水と田の灌漑の両方でウエイデに関係している。しかし、当然のことながらシタノダンに居住してウエノダンの水田を耕作している場合もある。

ウエノダンの灌漑をする用水は水田の配置から東西二つに分けられている。それに対応して、水利組織の内部組織も東西に区分している。東

西それぞれ二〇名で、合計四〇名の水利関係者がいる。しかし、一軒の家で東西両方の地域で水田を耕作している家があり、その家は東西両方の組織の一員となっているので、実質的に水利組合の水田耕作関係者は三二名である。

水利組合には水利組合長が一人いて、責任者となっている。水利組合長のことを普通はバンドウチョウ（番頭長）という。組合長というよりもバンドウチョウという呼称で親しまれている。バンドウチョウはバンドウの代表という性格を持っており、永年固定して勤めている。バンドウチョウという役職名称から分かるように、バンドウという役職がある。水利組合の運営は八人のバンドウ（番頭）によって行われてきた。

バンドウは八人であるが、特定の家に固定している。概して耕作反別の大きい家であり、大部分が親や祖父の代からしており、世襲と言つて良い。現在のバンドウ八人のうち七人までが親から引き継いで就任している。しかし、完全に固定しているのではなく、バンドウが勤められなくなる親との間での交替だけでなく、別の家への交替も行われる。したがって、現在のバンドウの八軒が古くからの家と言うわけではない。八人のバンドウは東西四人ずつに分かれていて、水がかりの地域を東西二つに区分したそれぞれを管理する。現在のバンドウの家は、東が田中定雄、田中政幸、中西久雄、吉岡敏文の四軒、西が上田二三夫、曾和敏昭、森脇勝彦、中西広伸の四軒で、合計八軒であるが、この程田中定雄氏が引退したので、交代に曾和進がバンドウになった。なお、田中定雄氏は一九五五年以来永年バンドウチョウをしてきたが、その前のバンド

ウチョウは吉岡敏文氏の父親が勤めていた。田中氏は一九九三年に引退して、後任バンドウチョウは上田二三夫氏になった。

堰、池そして用水路を修理したり、清掃して水を流す準備をする共同作業はミゾホリ（溝掘り）と呼ばれ、毎年五月末の日曜日の午前中に行われる。組合員の各家から一人ずつ出て、幹線の水路を全員で清掃して歩く。池は新池の所まで、またアライトのトワケの所までである。この溝掘りには屋敷水のみならず必要となくなつたので屋敷水のみならず路改修が行われて人手をそれほど必要としなくなつたので屋敷水のみならずは免除することとなつた。なお、溝掘りに出られないときには、区の規定にもとづいて、半日分の日当を負担することになっている。

池の水を初めて抜いて流すことをハツヌキ（初抜き）という。赤塚のウエノダンの水田の田植え時期は六月一日か二三日頃で、この時期にタニミズが豊富であれば、村池の水は抜かないが、少なければハツヌキとなる。田植えの時期に流す水をケツケミズあるいはケカケミズという。田植えのことをケツケ（毛付け）ということに関連する言葉である。そして、その後の水をヨウスイ（養水）と呼ぶ。

東西それぞれのバンドウ四人が交代で毎日田んぼを見回り、ミナクチを開けたり、閉じたりして、水の入る量を調節する。田んぼの耕作者はそれに対して文句は言えないし、また水口を勝手にいじれない。年間の各種の作業ははじめ水利に関して実施されたことはバンドウが「日誌」に記録しておく。

水不足になってくるとバンミズ（番水）という方式が採用される。最

近では一九九二年に実施されている。現在の方法は、バンドウチヨウがバンミズの実施を決めて、東西別々にバンミズの時間割を紙に書いて板に貼って、掲示する。西はバンドウチヨウの上田家の前に立てられる。その掲示された表は次のようなものである。

バンミズは、五日間で一巡するように時間を割って行う。東西別々に耕作反別によって時間を決めて割り振るので、反別に配分される時間は東西で異なる。西の方が東よりもやや時間が多い。割り振られた時間は自分の家の田にすべての水を入れることができる。他の家は一切水を流し込むことができない。掲示された時間割を見て、各人が自分の割り当て時間がきたら自分の判断で田の水口を開けて用水路から水を入れる。

| 日 | 氏名 | 反別 | 時間割 | 迄 |
|-----|------|------|-------|-------|
| 初日 | 木村 収 | 0.60 | 17:00 | 18:50 |
| | 藤田 良 | 1.60 | 18:50 | 23:50 |
| | 中西 広 | 3.00 | 23:50 | 9:10 |
| 2日目 | 田中 成 | 0.08 | 9:10 | 9:20 |
| | 田中 米 | 0.47 | 9:20 | 10:40 |
| | 新田 利 | 0.50 | 10:40 | 12:10 |
| | 井西 博 | 1.40 | 12:10 | 16:30 |
| | 岩上 完 | 0.30 | 16:30 | 17:25 |
| | 吉岡 敏 | 0.30 | 17:25 | 18:20 |
| | 織田 信 | 0.20 | 18:20 | 19:00 |
| | 筒香 実 | 0.30 | 19:00 | 20:00 |
| | 久保 守 | 0.50 | 20:00 | 21:30 |
| | 坂本 隆 | 0.65 | 21:30 | 23:30 |
| 3日目 | 上田 登 | 7:05 | 23:30 | 21:30 |
| 4日目 | 森脇 勝 | 3.90 | 21:30 | 9:30 |
| | 糸川 博 | 0.10 | 9:30 | 9:50 |
| | 曾和 進 | 0.70 | 9:50 | 12:10 |
| | 上田 長 | 2.40 | 12:10 | 19:50 |
| | 曾和 敏 | 3.20 | 19:50 | 5:50 |
| 5日目 | 上田 二 | 3.30 | 5:50 | 15:50 |

現在のバンミズは家単位に反別に応じて時間割が行われているので、その決められた時間内にウエノダに散在している数カ所の自分の家の田んぼに水を入れなければならない。なお、屋敷水は番水の対象にならず、番水としての権利はない。

用水の東西別にバンミズを行うことは、各家の耕作する水田が東西両方にある場合も少なくない。したがって、東西それぞれの水がかりのなかでバンミズの順番が回ってくることになる。そのような東西両方の水がかりに田を耕作している家は八軒である。かつては田単位のバンミズで、田の並び順に時間割が行われていた。また、現在は時計による時間が時間割区分の基準になっているが、昭和初年までは線香を燃し

| 日 | 氏名 | 反別 | 時間割 | 迄 |
|-----|------|------|-------|-------|
| 初日 | 新田 利 | 2.00 | 17:40 | 23:10 |
| | 中西 登 | 1.10 | 23:10 | 2:30 |
| 2日目 | 田中 米 | 1.30 | 2:30 | 6:10 |
| | 山田 喜 | 4.50 | 6:10 | 18:50 |
| | 森本 求 | 0.30 | 18:50 | 19:40 |
| | 田中 定 | 2.20 | 19:40 | 1:50 |
| | 中野 イ | 0.40 | 1:50 | 2:50 |
| 3日目 | 吉岡 敏 | 4.55 | 2:50 | 15:40 |
| | 岩上 完 | 2:00 | 15:40 | 21:20 |
| | 後藤 和 | 0.50 | 21:20 | 22:40 |
| | 中西 久 | 3.00 | 22:40 | 7:10 |
| | 曾和 進 | 1.00 | 7:10 | 10:00 |
| 4日目 | 森脇 勝 | 1.00 | 10:00 | 12:50 |
| | 田中 政 | 2.60 | 12:50 | 20:10 |
| | 新田 金 | 1.00 | 20:10 | 23:00 |
| | 織田 信 | 2.00 | 23:00 | 4:40 |
| | 曾和 敏 | 2.00 | 4:40 | 10:20 |
| 5日目 | 中西 弘 | 1.00 | 10:20 | 13:10 |
| | 百谷 武 | 0.16 | 13:10 | 13:30 |
| | 上田 二 | 1.00 | 13:30 | 16:20 |

て、それで時間を判断していた。ツジアイ(辻合い)でトマス(斗桝)のなかに線香を立てて、その線香の燃え進みの具合でバンドウが時間を判断して、時間を指示していたという。

水利組合としての会合は年に二回開催される。第一回目は総会と呼ばれる。総会は五月の溝掘りの終了後に開かれる。会場はバンドウチョウの家である。総会にはもとはエンドウマメを炊き込んだエンドウメシを出していたが、現在ではパンとビールになっている。総会では会計報告を行い、また工事関係の協議が行われる。第二回目は十二月一日前後の日曜日に開催されるもので、カンジョコウ(勘定講)と呼ばれる。やはりバンドウチョウの家を会場とする。この勘定講は水利費の精算をするための会合である。

経費の計算は三本に区分して行われる。一つは水利費で、スイリワリ(水利割り)と呼ばれる。これは反別に賦課されるもので、各家の水がかりの田と屋敷の反別に対して算出される。二つめはバンドウワリ(番頭割り)とかバンドウチン(番頭賃)と呼ばれるもので、バンドウの出役に對しての日当を計算して、それを水がかりの田んぼの反別に比例させて賦課するものである。バンドウの日当は現在一時間一〇〇〇円であり、朝六時から夕方六時まで水の出し入れの管理を当番でしているので、その時間数で計算する。三番目は工事費その他である。これは水利施設に関連して臨時的にかかった工事費などを算出精算するものである。

三 水利秩序の歴史的展開

(一) 二つの水利秩序

赤塚の水利秩序は一つではなく、大きく二つに分けられることが現在の水利をめぐる民俗によって明らかになった。すなわち、中溝・下溝と上溝・村池の相違である。境の谷としては上流に位置する去年川に設けられている前者の用水堰が灌漑する区域はシタノダンと呼ばれる紀ノ川に近い下位段丘であり、下流にある榊谷川から取水するアライト(洗戸)の用水堰および村池と呼ばれる溜池からの水はウエノダンと呼ばれる上位段丘を灌漑している。

この明確な灌漑区域の相違は、その耕地の開発の歴史に対応して用水堰が設けられたものと考えてよいことを示している。各種の伝承においても、また現在居住する古い家々の屋敷の立地から判断しても、上位段丘が下位の段丘よりも早く開発されたものであることは間違いないであろう。したがって、水利施設も榊谷川に設定された洗戸の方が、去年川に設定されているナカミゾイゼキ(中溝井堰)やシモミゾイゼキ(下溝井堰)よりも古いと考えてよいことを示している。このことに深く関連するのが、それぞれの水利組織の運営方式である。ウエノダンを灌漑する上溝・村池は固定的なバンドウ制によって維持管理され、シタノダンを灌漑する中溝・下溝は一年交替の順番制で運営されている。

ウエノダンを灌漑する水が榊谷川の洗戸から取水した水のみではなく、ムライケ(村池)の水と合流することで行なわれている点にも注意しなければならぬ。ムライケはウエノダンの水田を灌漑する水であり、シタノダンには行かない。それにもかかわらずムライケという名称が付けられているのは、その池の歴史的な性格をよく表現している。赤塚というムラの存立に大きく関わる池がムライケなのである。洗戸と村池によって上位段丘の灌漑用水を確保して、そこを安定的な耕地とすることで赤塚村は成立した。

(二) 赤塚土居の確認

中道には土居という屋号の家があり、しかもそこには明らかに中世の土居の遺構が残されている。土居という屋号で呼ばれる上田家には中世文書も伝えられ、墓石等にも中世の様式が見られる。現在土居に屋敷を構えて居住する上田家は中世以来存続してきた家である。その土居の家は、榊谷川の洗戸で取水した中道の用水の一定量を自家用に使用できる権利をもっている。実際、現在もこの洗戸から中道に入ってきた用水路が土居の屋敷が見下ろせる地点で分水しており、それは土居にのみ行く水路となっている。

後で紹介する「榊谷両村分水之事」の中道分に「上田土居」と登場するのはこの中道の上田家である。中道の水には上田土居の遣い水分が特別に含まれている。これはかつて用水に対する支配が土居によって行われていたことをその特権として伝えているものと解釈できるであろう。

赤塚にも土居が存在したことは字名によって知られる。土居は慶長七年(一六〇二)の浅野の検地帳に登場し、明治の地租改正に際して設定された字名としても存続している(図3赤塚字図参照)。慶長七年検地帳

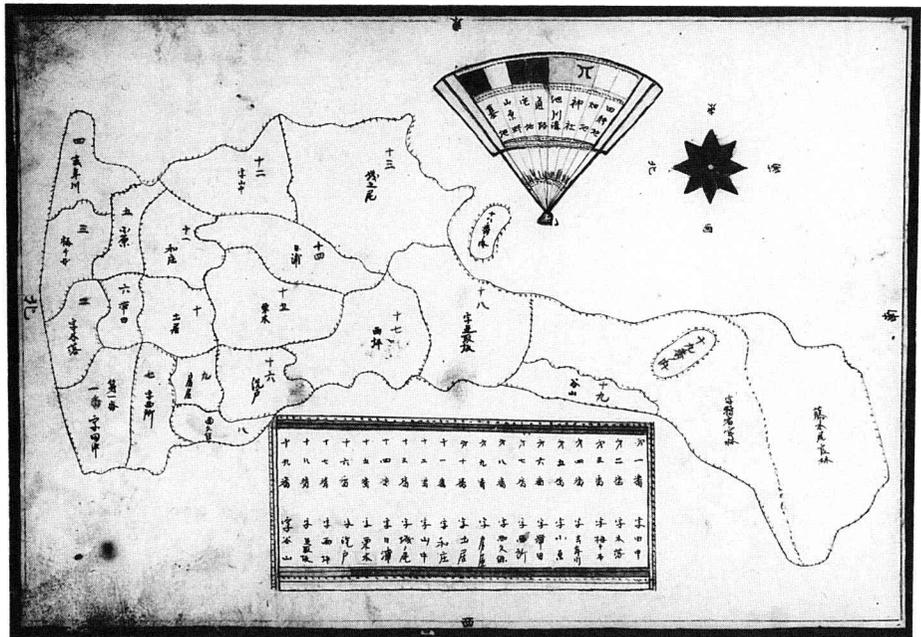


図3 赤塚の字(第十番字土居)

には以下のように検地帳の二二四筆、二二五筆に土居が登場する。⁽⁴⁾ その面積合計は一反二畝六歩である。それなりの大きさがあることが判明する。

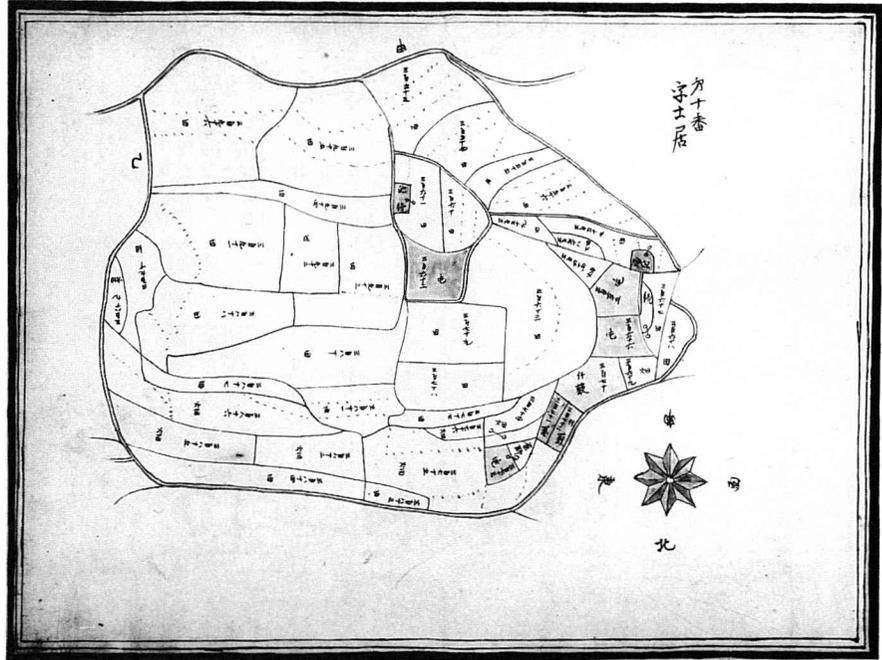


図4 字土居

土居 役古高 式石壹斗八升
 上田 八畝六歩 碓石四斗三升五合 孫七 □□
 同所 役古高 碓石六升三合
 上田 四畝 七斗 源二郎 村地

検地帳の記載順から判断して、土居の位置は東光寺の東側の水田の広がっている区画の所である。現在も字名として土居がある。それはウエノダンの丁度中央部に位置している。明治の地租改正に際して旧来の字は整理統合されたが、土居という字名は存続した。したがって明治以降の土居という字の範囲が中世以来の土居の範囲を示しているわけではない。現在の字土居の一部が中世以来の土居の区画や遺構であると考えられる。現在土居の痕跡を見つけることは困難であり、また土居に居住してきたという伝承をもったり、あるいはそれを示唆する文書等を所有する家を発見することはできない。⁽⁵⁾ 土居に居住した家は早く退転してしまつたものであろう。ところで、慶長検地帳において土居という字は水田の所につけられているに過ぎないが、その後の延享三年（一七四六）の「新田畑地詰検地帳」では、新たに開発された畑の字名として土居が登場している。それは三筆で、三畝三歩、一畝二四歩、一五歩の合計五畝一二歩である。そして注目されることに次のような文書が残されていることである。⁽⁶⁾

取替申一札之事

一我々共所持之土居畑ニ生立有之方雜木并成木相繁田地之蔭ニ相成
 方ニ付此度双方相談之上不残伐取申上方者此已後永々はやし申間敷

ら若背約定成木為致は互二不及相對手儘伐取可申筈右之通堅く相極上は子孫ニ至迄互二違乱有之間敷仍而為取替如件

赤塚村本人

天保十五年

庄 吉[㊦]

辰

同村証人

十一月

才次郎[㊧]

同村

浅右衛門殿

土居畑には樹木が生い茂っていて周囲の水田を日蔭にしていたため、それを刈り取ることを約束したものである。土居としての明確な姿はすでに中世に失われていたかもしれないが、その跡地は新田開発の対象となるような空地として残っていたし、また近世後期にいたっても樹木が生い茂っていたということから、あるいは土居の周囲の土塁が残っていた可能性も大きい。赤塚に間違いなく土居は存在したと言えよう。その場所は、ウエノダンの中央部で、村池からの流れが浅い谷を刻み込んでいる部分の東側の段丘北端部であったと判断される⁽⁷⁾。

(三) 土居の支配から百姓連合へ

榑谷川の洗戸の水は赤塚と中道で分けている。この二つのムラの共同開発、共同管理のもとにある水利施設である。それは二つのムラの共同というのではなく、中道と赤塚の二つの土居の主人の共同であったもの

と推察される。赤塚では洗戸と村池の両方の水が等しく流れてくる段丘中央部にあった土居であつたらう。その中道と赤塚の土居の連合による支配からムラの連合による管理への変化が、この地域における近世社会成立への過程であつたものと想像される。その近世的な水利施設の維持管理を確認する文書が寛文一〇年(一六七〇)の「榑谷両村分水之事」という一札である。この証文は同文のものを二通作成して、互いに交換した協定書である。次のものは赤塚村の六人の者の名前で中道村庄屋・年寄に出したものである⁽⁸⁾。

榑谷両村分水之事

一 赤塚村^ハ、戸分切一尺五寸也

一 中道村^ハ、戸分切一尺一寸也 内一寸は上田土居^ハ、遣水也

右之通ニ、従先規如此分水来事実正也、若戸少も違申は、互立合

吟味仕り、右之通ニ可仕者也、於此戸は互二違乱有間敷は、為後日

之証文如件

赤塚村

善右衛門[㊨]

同

左次兵衛[㊩]

同

松右衛門[㊪]

同

長兵衛[㊫]

寛文十年^庚六月九日

同

七左衛門⑩

同

五郎兵衛⑩

庄屋

中道村

衆

年寄

参

この赤塚村から中道村への証文と全く同文のものが中道村から赤塚村へ出されている。その差出人・受取人の部分のみを紹介しておこう。⁽⁹⁾

中道村

上田伝右衛門

新右衛門

伝十郎

八十郎

九郎兵衛

庄屋

赤塚村

年寄衆

参

中道村と赤塚村の分水について、新規に分配比率を決めたものではない。「従先規如此分水来事実正也」とあるように、それまでの慣行を百姓自身の立場で改めて再確認したのが「榑谷両村分水之事」の取り交わせ

証文だった。

その結果、次に確認しなければならなかったのが、赤塚のウエノダン内部の水利秩序であった。「榑谷両村分水之事」を作成した翌年の寛文十一年（一六七二）に次のような証文が作成されている。現存しているのは、東に属する山田家に西側の証文が残されているのであるが、恐らくこれと同文のものが東側から差出されて、西側に残されたものと思われる。以下の文面である。⁽¹⁰⁾

仕手形之事

一 今度水おち分水ニ付出入仕、東家太兵衛殿迄罷出御断申上り上、東田町貳町六反二分切り八寸、西壱町六反二分切り五寸ニ相突、立合、戸ふせ申上、此上ハ互ニ違乱有間敷上、然上ハ水入用御座上、立戸分ケ之水、西東互ニ両方共少もいろい、水はつ志申間敷上、若少成共戸分ケ之内ノ水はつし申上ハ、如何様共御吟味可被成上、其時いち言も違乱申間敷上、仍如件

寛文十一^辛年

六月十八日

松右衛門○

忠右衛門○

助左衛門○

五郎兵衛○

七左衛門○

源兵衛○

新兵衛○

市郎兵衛○

東武町六反ノ田人中

参

○ 甚兵衛

○ 市介

○ 与兵衛

○ 九兵衛

この証文によれば、東西の田人中の間で分水について紛争が生じ、大庄屋まで出訴して争った結果として、協定が結ばれたのである。ウエノダンは一つの水利秩序でありながら、今日なお東西の区分による組織運営を行ない、バンミズの際にも各家への時間配分が東西で異なる独自性を維持しているのは、このような近世前期の対立が根にあるものと推測できよう。ここでいう「水おち分水」がどこかには明らかにできないが、アライトから谷に沿って流してきた水をウエノダンの水田が見える所で東西二つに分水しているハカノヲノトワケである可能性は大きい。ハカノヲノトワケは、その分水の幅を固定しているが、その幅は現在でも東側の方が大きい。

番水制が近世以来の水の配分方式であったことは言うまでもない。赤塚上田登四郎家文書に「たくみ井出掛番水反別刻限附」と「榊谷筋東溝」という表題の番水割りが表裏に書かれた覚書がある。これは年欠ではあるが、文字、用語などから近世と判断して間違いない。それによれば、たくみ井出では一日を朝昼までと晩夜朝までに二区分し、四日間で水掛かりの田全部に水を入れる仕組を作り、榊谷川筋の東溝の番水については三日間で全部に回すようにしている。このようにシタノダンの水利もウエノダンの水利もいずれも番水が採用されていることが判明する。

四 近世的村落秩序の完成と水利

(一) バンドウ制の歴史性

ウエノダンの水利組織である上溝水利組合では、特定の家々が固定的にバンドウを独占している。今日の八軒のバンドウが必ずしも古くからの家々であるとは言えない。近世以来の家がバンドウを独占しているということはない。しかし、問題として注目したいのは、その組織化の様式である。水がかりに田を持つ者が交替でとか、あるいは選挙でとかいう方式で管理・運営に当るのではなく、親子が連続してバンドウになり、世襲的な様相を示している継承の様式である。それは近世成立期以来の方式である可能性は大きい。先に紹介した「榊谷両村分水之事」に連署した赤塚村の六名は、庄屋、年寄等の肩書きを付けていない。中道村の村況を記した文化十年(一八一三)の「風土記」と題する帳面では「中道村赤塚村との境谷之出水分水戸切有之尤往古より両村取替之証文有之写左之通」として、「榊谷両村分水之事」を書いているが、その末尾の連署した名前は省略して「赤塚村田人中連名印」としている¹²⁾。寛文年間に赤塚のウエノダんに屋敷を構え、ウエノダンの水田を耕作していたのはわずか六名ではない。したがって、田人全員が名前を連ねているのはなない。この六名の者は榊谷川からの用水を管理するバンドウではなかったろうか。現在のバンドウは八名であり、その数から判断しても対応して

いると言えそうである。

ところで、「榑谷両村分水之事」は中道の土居の特権を明記しながら、赤塚については何も記載がない。それに対応する赤塚の土居が存在しなくなつて久しいために、赤塚については土居に関連するような記載がないものと判断したい。赤塚村は土居がないことによつて、残された百姓の村となつた。しかし、かつての土居を頂点とする家々の階層構造は、頂点を消失しただけで、その後も存続した。バンドウ制もその一つだと推測するが、それに加えて大きな存在であつたのが堂座講である。頂点をなくした残りの百姓たちは堂座講を継続し、その中世以来の権威を近世村落秩序の中でも保持し、示そうとした。それは以下のように、正月の予祝儀礼として、一般の家々に不可欠な存在としての位置を占めるべく編成されていた。

(二) 予祝儀礼の堂座講

ドウザコウ（堂座講）は現在六軒で行つてゐる。かつては一八軒だつたと言ふ。現在の堂座講の参加者は山田善花、上田登四郎、田中昭男、田中千代恵（現在不在）、椿山耕作（現在不在）、吉岡敏文の六軒であるが、不在になつてゐる家が二軒あるので実際に出席してゐるのは四人である。現時点では六軒の家は世襲的に堂座講のメンバーとなつてゐる。六軒のうち四軒はウエノダンに屋敷があり、二軒はシタノダンに住む。そのシタノダンに居住する二軒のうちの一軒が田中千代恵家であるが、この家は近世を通して大庄屋を勤め、また大地主として存在したが、い

つから赤塚に居住するかは明らかでなく、中世以来の家ではないとされる。また、山田家は慶長年間の文書を多数所有し、近世前期には庄屋などを勤めた家である。上田家は堂座講に関する文書ははじめ多くの文書を持ち、もとは小林姓であつたが、近世末には上田姓を名乗り、隅田組地士になり、中世以来の上田氏の後裔であると主張する家である。

堂座講は一月五日にキトウハジメ（祈禱初め）あるいはシュショウエ（修正会）という行事を行う。これが堂座講の最大の行事で、赤塚の寺（東光寺）を会場にして行う。堂座講の家が一年交代で当番となつて勤める。恋野の福王寺のインゲサン（住職）に来てもらつて執行する。ゴウギ（牛木）を作る。フシノキを用い、平年は長さ一尺二寸、閏年は一尺三寸で、中を割り、印判を押しした半紙を四つに折つて挟む。各家はこれを貫いに行く。各家二本で、一本は苗代、一本は柿木用。ゴウギは、家へ帰ると、挟んである半紙を巻いて、藁で結んで、それで柿木を叩く。そのときに「ナラナキロ、ナラナキロ、モトカラスエマデナリマシヨウ、ナリマシヨウ」と唱える。これは一般に言う成木責めであり、予祝儀礼の一つと言えよう。また一本は自分の家のノシロ（苗代）の入り口に五月に苗代に種を撒くときに立てる。講員は三本持つて帰る。一本は正月十五日のアズキガユ（小豆粥）の鍋の真ん中に立てる。苗代にゴウギを立てることで、その年の稲作の無事、さらには豊作を確保しようとするものであり、各地の修正会や行い行事で行われてゐる予祝行事である。赤塚の堂座講の主要な役割が、堂座講のメンバーではない家々の農耕についても、その安全と豊作を保障することにあることは着目すべき点で

ある。家格秩序が予祝儀礼を通して貫徹しているのである。

堂座講のもう一つの大きな行事は八月五日に行うセガキ（施餓鬼）である。やはり東光寺に堂座講の講員が集まり、本尊の阿弥陀さんを開いて、インゲさんに来てもらって読経をしてもらう。寺の施餓鬼であるが、これも堂座講のみで執行してきた。

現行の赤塚の堂座講の行事はいずれもごく小規模に行なわれており、非常に寂しいものである。内部の秩序も不明確になっており、座席も特に固定的に決まっていないうし、年齢順に座るということもない。また赤塚の他の家々が見物したり参加するというものもない。わずかに四人の出席によって行なわれているに過ぎない。しかし、過去に遡れば、赤塚の重要な行事であり、一定の家々の格式を示すものとして意味を持っていた。堂座講に講員以外の家々の人も必ず出かけて、ゴウギを貰った。今では貰いに行く人もほとんどなくなっている。

堂座講については比較的多くの文書が残されている。そのうち、いくつかの史料集に収録されて有名になっている「赤塚村堂座位記記録文書」⁽¹³⁾および「当村根元家由緒書」⁽¹⁴⁾以下の一連の文書は、応永二年（一三九五）や元龜二年（一五七二）の文書であることを示しつつ、赤塚の堂座講の来歴や行事内容を説いたものであるが、そこで強調されているのは神山小林城土居上田家とその家臣一六軒の計一七軒の家を赤塚村根元の家とする点であり、この一七軒によって行なわれてきたのが堂座講とする。しかし、その記載は必ずしも中世そのものを示しているとは言えない。堂座講の来歴や行事次第を記した箇所には注目すべき内容を含

んでいるが、年号通りに中世に書かれたものではなく、記載された最終年である元禄一六年に作成された文書であることが推測できる。従来は中世文書が筆写されたものとして、その記載内容から中世の堂座講を理解しようとしてきたし、また堂座講の成立を中世に求めようとしてきたと言える。しかし、応永二年や元龜二年の文書を写したにしては近世的な用語と文体があまりに色濃く出ていと言わねばならない。むしろ卷子仕立になっていの一連の文書は、使用されている語句から判断して近世もある程度新しい時期に作成されたものと判断できないことはない。近世に作成された可能性は大きいと言えよう。

堂座講に関する文書としては、寛文二年（一六六二）、正徳二年（一七一二）の二年分と年欠のそれぞれの花餅枚数等を書き上げた帳面（表題欠）⁽¹⁵⁾があり、それ以降は断続的ながら各種の記録が残されている。そのことよって堂座講が近世前期にすでに存在したことは間違いないと断言できる。寛文二年の堂座講のメンバーは二人であったが、正徳二年にはすでに九名に減少している。しかもその間に名前の連続性がほとんどない。⁽¹⁶⁾もちろん近隣の他のムラの堂座講が中世文書の存在によつて中世成立を確認できることから、⁽¹⁷⁾赤塚の堂座講も中世成立と推測してよいであろうし、「赤塚村堂座位記記録文書」に「諸頭之家」と出てくるように、中世に系譜を引く用語が使用されていることから中世成立は推測できる。そして、諸頭・諸人の用語は、すでに明らかにされているように、⁽¹⁸⁾本来は村人であり、それが後に諸頭、諸人などに変化したものである。諸頭は出発においては特権的な存在とするよりは、赤塚村の構成

員としての村人を指していたものと思われる。それが家数の増加を伴う近世的な秩序の形成過程で、特権的な存在として自己を主張したのが諸頭であり、それは水利組織の番頭にも対応するものであった。

(三) 近世的水利秩序の完成

上位段丘であるウエノダンを灌漑する水利組織も、近世的な村落のあり方に規定されている。寛文一〇年の中道村と赤塚村の協定、さらに翌年締結されたその内部における東西の田人間における協定を通して実現される水利秩序であり、そのような百姓たちの協定によって水利秩序が維持されるのは近世的な体制と言つてよいであろう。その近世的な秩序の中に中世以来の百姓が新しい家々に対して自分たちの特権を再編成しつつ維持させようとするものが、特定の家が世襲的に掌握するバンドウ制であり、また予祝儀礼に家格秩序を顕在化させようとする堂座講である。「榊谷両村分水之事」の締結が寛文一〇年であり、堂座講のメンバーを記載した確実な文書が成立したのも寛文年間であった。このように寛文年間という一七世紀後半に水利と祭祀の二つにおいて、中世以来の百姓の特権化を伴いつつ近世的な秩序は確定した。

それに対して、下位段丘のシタノダンを灌漑する中下溝用水組合のバンドウは家として固定していない。一年交替で勤めている。下位の段丘面の水田開発は新しいことを推測したのであるが、その新しい水田を灌漑する水利組織では、同じ名称のバンドウであっても、そのあり方は異なり、水がかりの田を耕作している家々の交替制で行っていることは注

目される点である。このような中下溝水利組合の運営方式こそが赤塚の近世的な村落秩序の完成を示すものであろう。近世以降、赤塚村をはじめこの地域の生産と生活の中心は下位段丘に下流部に移っていった。しかし、その下位段丘の赤塚領分のもっとも下流部に巨大な屋敷を構える田中家の登場に示されるように、村落が対等平等の社会ではなく、近世的な百姓のムラとして自立し、完成するとすぐに新たな分解と分化が進行することになった。

タニサイメンによって区画された小規模な範囲が、近世成立期の「村切」によって支配単位としての村に認定されたのは、土居連合によって掌握されていたより広域的な中世的な水利秩序が解体し、タニサイメンで区画された内部に完結する百姓の管理する水利体系が形成されたことが基礎にあったと言えよう。赤塚はその一つの事例である。赤塚の場合、寛文一〇年に改めて隣村の中道村と榊谷川の水の配分について協定を結んでいるように、隣村の間の協定によって、水利秩序は安定したのであり、その内部では水不足に際して番水制が採用され、各家の水田に等しく水が配分されるようにした仕組が完成した。それが近世であった。

註

- (1) 「堀江家文書」「橋本市史」中巻（一九七四年）七六三〜七六四頁。
- (2) 「土屋家文書」「橋本市史」中巻（一九七四年）八〇六〜八〇七頁。
- (3) 『紀伊統風土記』第二輯（一九一〇年）九四〜一七八頁参照。
- (4) 赤塚山田善花家文書。
- (5) ここで検証しようとしている土居に居住していたという明確な伝承はないが、

- 各種の記述において赤塚の土居の主人と想定されているのは上田氏である。『紀伊続風土記』は赤塚村の項で「村中に土居跡あり上田氏の下屋敷ならん」(第一輯九五頁)としている。この上田氏は中道の上田氏のことと思われるが、他方赤塚にも上田氏はあり、その中心的な家は近世末には地土に取り立てられている。この赤塚の上田氏は堂座講関係の文書に「榑谷小林城」という肩書きを付して登場する。しかし、この家は近世を通して小林氏を名乗っており、安政三年の堂座講定書には「榑山小林城上田定国裔孫小林浅右衛門嫡子萬三郎榑山由緒ヲ以、安政三西歳苗字上田改替」という注記を付けて上田萬三郎を記している。上田氏になったのは幕末である。それ以前の記載には特別な肩書きもなく小林浅右衛門とのみ登場している。したがって、この家を中世以来の系譜を引く上田氏として確認することは困難である。しかし、この家が近世成り立期以来の古い家であることは、各種の文書に記載される名前によって明らかであり、それ故に堂座講でも重要な位置を占めていたと言える。
- (6) 赤塚上田登四郎家文書。
- (7) この場所に土居があつたことを示唆してくれるのは、「天正一九年^{辛卯}三月三日」の年月日の記載がある「赤塚村内道筋絵図面家敷絵図面并鎮主絵図面共」と題する村絵図(赤塚上田登三郎家文書)である。これは赤塚内の道を描き、神社や小祠を描き込み、さらに家々を描いて、そこに苗字と名前を記入している。そのなかのちようど現在の字土居にあたる所に正方形に囲んで「土居」としている。そして「上田三郎榑頼久家敷跡、赤塚上田□右衛門榑正頼所持ス」と記している。その文字や用語から判断して、これが天正一九年(一五九一)作成の絵図でなく、近世も相当新しい時期のものであることは明らかであるが、土居についての注目すべき記載例である。
- (8) 中道上田正博家文書。
- (9) 赤塚山田善花家文書。
- (10) 赤塚山田善花家文書。
- (11) 田人あるいは田人申という表現はしばしば文書に登場する。用水の水がかりの水田所持の者を田人と記載することは近世の赤塚の文書では一般的である。しかし、現在ではこの語は使用されていない。
- (12) 中道上田美家文書。
- (13) 赤塚上田登四郎家文書。なお、中田法書編『高野山文書』第十卷、四三六〜四四九頁および「榑本市史」下巻、七四三〜七四八頁にも収録。
- (14) 赤塚上田登四郎家文書。「榑本市史」中巻、五一〇〜五一頁にも収録されている。なお、この文書と「赤塚村堂座位記録證文事」とは基本的に同一の内容であり、本来は一つのものであつたのを写して別表題がつけられたものと判断できる。
- (15) 赤塚上田登四郎家文書。なお榑岡真弓「紀伊国隅田庄における祭祀の史的展開」(『寧楽史苑』二六号、一九八一年)参照。榑岡氏はこの文書を「花餅枚数并座衆帳」と記している。
- (16) 連続性のない新旧の名字に関連を付けるためと思われるが、堂座議員の各家の由緒書が作成されて残されている。そこでは寛文以前、あるいは中世の年号をもつ「堂座位記録證文」に出てくる名字の家がその後名字を変更したとして正徳以降の家々に関連させている。
- (17) 前掲榑岡真弓論文参照。
- (18) 萩原龍夫「中世祭祀組織の研究」(一九六二年)第五章。

(新潟大学文学部 国立歴史民俗博物館共同研究員)

Irrigation System and Villages on the Left Bank of the Kinokawa River

FUKUTA Azio

The area known as the Suda estate (Suda-no-shō) in the medieval period turned into small villages as administrative units in the early-modern period. The hamlets of the former Suda estate area still carried some meaning when shrine festivals were held, and as the nuclei of followers of the same deity enshrined at Suda Hachiman, but this relationship lost its significance in terms of the governing structure. This probably reflects not simply the transformation of the old hamlets into administrative units but their actual features as well. This paper looks at the features of village development from the medieval to early-modern periods in the context of irrigation-related folkways.

There were two terraces, upper and lower, on both banks of the Kinokawa river. Many small streams flowing into the Kinokawa river ran parallel at relatively equal intervals, their hollows cutting through the terraces. A typical village of the area lay in the upper and lower terraces bordered by these hollows on the east and the west, the mountains to the south and the Kinokawa river to the north. The village of Akatsuka in Hashimoto was such a village, which grew mainly rice in paddies cultivated on the terraces.

Akatsuka's irrigation system can be roughly divided into two: the middle and lower channels on the one hand and the top channel and an irrigation pond (locally called the "Village Pond") on the other. The Lower Terrace closest to the Kinokawa river was irrigated by the former while the Upper Terrace by the latter. The clear distinction between the two irrigated areas may well be understood to indicate that the irrigation system developed in line with the history of the field development. Judging from various documents, we know definitely that the Upper Terrace was developed earlier than the Lower Terrace. This means that the top irrigation channel is older than the middle and lower channels. Closely connected to this is the management of the irrigation organizations. The middle and lower irrigation channels were managed by turns among farmers on one-year shifts, whereas the top channel and the "Village Pond" were maintained and supervised under a fixed *bandō* system.

The irrigation organization in charge of supplying water to the Upper Terrace was determined by the early-modern village order. In the latter half of the seventeenth century, the early-modern order was established in both the realms of irrigation and religious ritual, with the privileges involved enjoyed by certain farmers as in medieval times. By contrast, the organization that irrigated new paddies on the Lower Terrace was sustained by taking turns among farming households. The management formula adopted for the middle and lower channels testifies to the completion of Akatsuka's early-modern village order.

That each small area demarcated by small rivers was designated as an administrative village during the formative phase of the early-modern period was founded on the collapse of the medieval irrigation order that covered a much wider area and the

emergence of a self-contained irrigation system run by farming households. Akatsuka is one example.